

土地の使用貸借契約終了に伴う債務不存在確認訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 6 月 3 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

# 土地の使用貸借契約終了に伴う債務不存在確認訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

## 記

### 1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告 町田市

### 2 訴訟の目的

小山スポーツ広場の土地返還に伴い、町田市が地権者である 氏に対して負うべき、土地使用貸借契約に基づく原状回復義務は、盛土及び防球ネットの撤去等以外には存在しないことを確認する。

### 3 事件の概要

町田市が小山スポーツ広場として利用するために 氏との間で締結していた土地使用貸借契約が、 氏からの申し入れにより終了することになり、町田市は、 氏に対して同土地の返還に伴う原状回復義務を負うことになった。しかし、原状回復義務の内容について町田市と 氏の主張が一致しないため、原状回復工事を実施することができない状況が続いている。

そこで、今後、返還を円滑に実施するために町田市が負うべき原状回復義務の範囲を明確にするため、原状回復義務は、盛土及び防球ネットの撤去等以外には存在しないことについて、司法の場で確認するための訴訟を提起するものである。

なお、本件訴訟は、平成25年（2013年）第4回町田市議会定例会で既に議決をいただいている小山スポーツ広場用地改修工事請負契約の契約解除に伴う損

害賠償請求訴訟に併合して提起する。